

療を算定した日又は当該加算を算定した翌月は、算定しない。	は、月1回に限り算定できる。ただし、 <u>歯周病安定期治療を算定した日又は当該処置を算定した翌月は算定しない。(新)</u>
------------------------------	---

②摂食機能の回復を目的とするもの(舌接触補助床)の位置づけの見直し  
 通知上、床副子の「著しく困難なもの」の1つに位置づけられている舌接触補助床を新たな項目として位置づける。

③その他の処置項目  
 歯科治療上必要な処置について、診療報酬の歯科点数表に位置付けるとともに、一部の加算等の診療報酬の項目の見直しを行う。

- (新) 上顎洞洗浄 〇点  
 [算定要件]  
 ・歯科疾患を原因として発生した上顎洞の炎症等に対して、歯科治療上必要があつて洗浄を行った場合に算定する。

**新規医療技術の保険導入等(歯科)**

骨子【I-7- (3)】

第1 基本的な考え方  
 医療の高度化等に対応する観点から、診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、新規技術の保険導入等を行う。

第2 具体的な内容  
 1. 接着ブリッジの適応範囲の拡大

現 行	改定案
<b>【歯冠形成】</b> (1歯につき)  注 鋳造冠については、前歯の4分の3冠、前歯の前装鋳造冠及び前歯部の接着ブリッジのための前歯部の支台歯の歯冠形成は、所定点数に490点を加算する。  <b>【鋳造歯冠修復】</b> [算定要件] ・接着冠に係る鋳造歯冠修復及び保険医療材料料は、「4分の3冠」に準じて算定する。	<b>【歯冠形成】</b> (1歯につき)  注 金属冠については、前歯の4分の3冠、前歯のレジン前装金属冠及び接着ブリッジのための支台歯の歯冠形成は、所定点数に490点を加算する。 <u>(改)</u>  <b>【金属歯冠修復】</b> [算定要件] ・接着冠に係る金属歯冠修復及び保険医療材料料は、前歯部については4分の3冠に準じて算定し、 <u>臼歯部については5分の4冠に準じて算定する。(改)</u>

2. 上顎骨形成手術及び下顎骨形成手術の項目の追加

現 行	改定案
<b>【上顎骨形成術】</b>  <b>【下顎骨形成術】</b>	<b>【上顎骨形成術】</b> <u>3 骨移動を伴う場合</u> 〇点(新)  <b>【下顎骨形成術】</b> <u>4 骨移動を伴う場合</u> 〇点(新)  注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、 <u>先天異常に対して行われた場合に限り算定する。(新)</u>

3. 歯科ドレーン法の新設

- (新) 歯科ドレーン法 〇点  
 [算定要件]  
 (1) 蜂窩織炎や膿瘍形成等、術後に滲出液、血液等の貯留が予想される患者に対して、部位数、交換の有無にかかわらず、歯科治療上必要な場合に、持続的な吸引を行った場合に1日につき、所定点数により算定する。  
 (2) ドレナージの部位の消毒等の処置料は、所定点数に含まれる。

4. 歯冠修復の充填の見直し

歯質に対する接着性を付与又は向上させるために歯面処理を行う充填を評価するとともに充填の評価体系を改める。

現 行	改定案
<b>【充填】</b> 充填(1歯につき) 1 単純なもの 100点 2 複雑なもの 148点	<b>【充填】</b> 充填(1歯につき) <u>1 充填1</u> イ 単純なもの 〇点(改) ロ 複雑なもの 〇点(改) <u>2 充填2</u>

	イ 単純なもの 〇点(改) ロ 複雑なもの 〇点(改)
注 エナメルエッチング法及びエナメルボンディング法に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	注1 歯質に対する接着性を付与又は向上させるために歯面処理を行う場合は1により、それ以外は2により算定する。 <u>(改)</u> 注2 充填1の歯面処理に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。 <u>(改)</u>

**先進医療の保険導入(歯科)**

骨子【I-7- (3)】

第1 基本的な考え方  
 医療の高度化等に対応する観点から、先進医療専門家会議における検討結果を踏まえ、先進医療の保険導入を行う。

第2 具体的な内容  
 1. 広範囲顎骨支持型装置及び広範囲顎骨支持型補綴に関する評価の新設  
 広範囲顎骨支持型装置とは、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して応用する人工的構造物をいい、広範囲顎骨支持型補綴とは、当該補綴に係る補綴物の印象採得から装着までの一連の行為をいう。

- (新) 広範囲顎骨支持型装置埋入手術(1顎一連につき)  
 1 1回法による手術・・・〇点  
 2 2回法による手術  
   イ 1次手術・・・〇点  
   ロ 2次手術・・・〇点  
 注 2/3顎以上の範囲にわたる場合は所定点数に〇点を加算する。

- [算定要件]  
 (1) 当該手術は、以下のいずれかに該当し、従来のブリッジや有床義歯(顎堤形成後の有床義歯を含む)では咀嚼機能の回復が困難な患者に対して実施した場合に算定できる。  
   イ 腫瘍、顎骨骨髓炎、外傷等により、広範囲な顎骨欠損又は歯槽骨欠損症例(歯周疾患および加齢による歯槽骨吸収は除く。)若しくはこれらが骨移植等により再建された症例であること。なお、欠損範囲については、上顎にあっては、連続した1/3顎程度以上の顎骨欠損症例若しくは上顎洞又は鼻腔への交通が認められる顎骨欠損症例であり、下顎にあっては、連続した1/3顎程度以上の歯槽骨欠損(歯周疾患および加齢による歯槽骨吸収は除く)又は下顎区域切除以上の顎骨欠損であること。  
   ロ 医科の保険医療機関(医科歯科併設の保険医療機関にあっては医科診療科)の主治の医師の診断に基づく外胚葉異形成症等の先天性疾患で、連続した1/3顎程度以上の多数歯欠損又は顎堤形成不全であること。  
 (2) 当該手術の保険医療材料は別に算定する。

- [施設基準]  
 (1) 歯科又は歯科口腔外科を標榜している保険医療機関であること。  
 (2) 当該診療科に係る5年以上の経験および当該療養に係る3年以上の経験を有する常勤の歯科医師が2名以上配置されていること。  
 (3) 病院であること。  
 (4) 当直体制が整備されていること。  
 (5) 医療機器保守管理及び医薬品に係る安全確保のための体制が整備されていること。

- (新) 広範囲顎骨支持型補綴  
 1 ブリッジ形態のもの・・・〇点(3分の1顎につき)  
 2 床義歯形態のもの・・・〇点(1顎につき)  
 [算定要件]  
 (1) 広範囲顎骨支持型装置埋入手術に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該補綴に係る補綴物の印象採得から装着までの一連の行為を行った場合に、補綴治療を着手した日において算定する。  
 (2) 保険医療材料料は所定点数に含まれる。

その他、広範囲顎骨支持型補綴物管理料、広範囲顎骨支持型補綴診断料、広範囲顎骨支持型補綴物修理についても評価を行う。

**画像診断に係る評価の新設**

骨子【I-7- (3)】

第1 基本的な考え方